

厚生労働省発保 1121 第 4 号

平成 29 年 11 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 事 務 次 官

(公 印 省 略)

平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金の交付について

標記の補助金の交付については、別紙「平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金
交付要綱」により行うこととされ、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知
する。

平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金交付要綱

(通則)

- 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 81 条の 2 第 1 項に規定する財政安定化基金（以下「基金」という。）の財源に充てるための改正法附則第 6 条第 3 項に基づく国民健康保険財政安定化基金補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、都道府県が行う基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費の一部を交付することにより、国民健康保険財政の安定化を図り、もって国民健康保険事業の運営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 27 年 12 月 2 日保発 1202 第 1 号厚生労働省保険局長通知の別紙「国民健康保険財政安定化基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金造成事業に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、都道府県管下の市町村及び特別区に係る国民健康保険の被保険者の総数を勘案し、厚生労働大臣が必要と認める額を上限として、基金造成事業に要する実支出額とする。

なお、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 事業
財政安定化基金事業	次のいずれかの事業 ・法第八十一条の二第一項に基づき、収納不足市町村（法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。）に対し、資金を貸し付け又は交付する事業

	・法第八十一条の二第二項に基づき、都道府県において、基金事業対象収入額（法第八十一条の二第九項第四号に規定する基金事業対象収入額をいう。）が基金事業対象費用額（法第八十一条の二第九項第五号に規定する基金事業対象費用額をいう。）に不足する場合に基金を取り崩す事業
特例基金事業 （激変緩和分）	法附則第二十五条に基づき、都道府県において当該都道府県内の市町村に対し、保険料の激変緩和を行うことを目的として資金を交付する事業
特例基金事業 （財政基盤強化分）	法附則第二十五条に基づき、平成三十年度及び平成三十一年度に、都道府県において当該都道府県内の市町村に対し、国民健康保険の都道府県単位化と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のための所要額を確保するために、資金を交付する事業

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 基金造成事業に要する各区分（財政安定化基金事業、特例基金事業（激変緩和分）及び特例基金事業（財政基盤強化分））の経費の配分は変更してはならない。
 - (2) 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 基金造成事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 補助金と基金造成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、基金造成事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (6) 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、改正法の施行日（平成30年4月1日）の前日までの間は、基金を取り崩し、処分又は担保に供してはならない。
 - (7) 都道府県は、基金の取扱いについては、管理運営要領の定めるところにより行わなければならない。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3の申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7に定める交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、基金造成事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日）又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 10 特別の事情により、4、6、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

平成 29 年度

厚生労働省所管

平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金調書

(都道府県名)

国		地方公共団体								備考
歳出予算 科目	交付決定額	歳 入			歳 出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金 相当額	支出済額	うち補助金 相当額	
(項) 医療保険給付諸 費										
(目) 国民健康保険療 養給付費等負担 金										

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記入すること。
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

都道府県 知事 印

平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1	補助金申請額	金	円
	内訳 財政安定化基金事業分	金	円
	特例基金事業・激変緩和分	金	円
	特例基金事業・財政基盤強化分	金	円

2 関係書類

- (1) 平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金造成事業費算出調書 (別紙 1)
- (2) 平成 29 年度基金造成事業計画書 (別紙 2)
- (3) 平成 29 年度歳入歳出予算 (見込) 書 (抄本)
- (4) 国民健康保険財政安定化基金条例及び基金に関し必要な事項を定めた条例
- (5) その他参考となる書類

(別紙2)

平成29年度基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

厚生労働大臣 殿

都道府県 知 事 印

平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加補助（一部取消）申請額	金	円
	内訳 補助金既交付決定額	金	円
	財政安定化基金事業分	金	円
	特例基金事業・激変緩和分	金	円
	特例基金事業・財政基盤強化分	金	円
	変更後交付所要額	金	円
	財政安定化基金事業分	金	円
	特例基金事業・激変緩和分	金	円
	特例基金事業・財政基盤強化分	金	円

2 変更を必要とする理由

3 (1) 平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金変更所要額調書（別紙 1）

- (2) 平成 29 年度基金造成事業変更計画書（別紙 2）
- (3) 平成 29 年度歳入歳出予算（見込）書（抄本）
- (4) その他参考となる書類

(別紙2)

平成29年度基金造成事業変更計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 前回提出した基金造成事業計画書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで変更後の内容を記載すること。
- 2 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
- 3 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

別紙様式 4

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

都道府県 知事 印

平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金補助金に係る事業実績報告について

標記について、次により関係書類を添えて報告する。

1 精算額	金	円
内訳 財政安定化基金事業分	金	円
特例基金事業・激変緩和分	金	円
特例基金事業・財政基盤強化分	金	円

2 関係書類

- (1) 平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金造成事業費精算調書（別紙 1）
- (2) 平成 29 年度国民健康保険財政安定化基金造成事業実施状況調書（別紙 2）
- (3) 平成 29 年度歳入歳出決算（見込）書
- (4) 国民健康保険財政安定化基金条例及び基金に関し必要な事項を定めた条例
- (5) その他参考となる書類

(別紙2)

平成29年度基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		円		
合計額				

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
- 2 備考欄は、基金の保有形態別に参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 3 この補助金以外の造成金額がある場合は、保管額欄にその内訳を再掲すること。